

いくらと云う。学校別に費自別に額を指導
しなと云う意味で、7月にこの予算案の説明で
説明してありますので、学校ではよくわかると
云う。が、委員会としては考えておきます。

11番

委員会の方に2~3質問したいと思っております。
委員会には、現場調査を行いつつから審議
をしていく報告が、ありまして、善天間小学
校のグラウンドの状況も、お話しに調査が
おこなわれております。ところが、どうも形で善
天間小学校のグラウンドが完全に整備し
なければならぬかという点については、充分
調査がなされると思っております。先にお伺いした
のは、今のだけの予算で、搬業に体育搬業、体
育学習に、して有障が、おこなうだけの整備が、あ
るものか。この点、どうも、どうも、調査が
おこなわれるお伺い致します。

経済民は教育副委員長

善天間小学校のグラウンドの整備は、先程経理
官申し上げた通りで、周囲の排水も、おこな
うは、管理状況であります。今後の学校
教育に支障が、おこなう程度の整備と云う
は、御質問でございますか。これは、直接善天間
小学校の体育主任で、おられる花城先生の御
意見を聞いておられますが、その2000ドルの予算
では、本会議で教育委員の先生方が御説
明しておいた通り、いわゆる、高校側が、使

教室などを整備したから、小学校側はす
 くはたおると、だから、小学校側には土を
 入れて整備した場合は、ある程度支障が
 ないよう結果で使用が出来ること、云うよう
 なことでもあります。そこで、この2000ドルの予算の
 額を押し付け、と高校側と話し合を充分む
 て根本的立場からいれり整備した方が
 長持ちするんじゃないかと云うようなこと
 を話し申し上げましたが、すぐ、体育教育に
 差支えて、と、それで、前も、予算を
 示しているんだが、この云
 うことをした場合、二、三分の
 けみかた、と云うようなこと
 で、非常に消極的今の状況では
 どうか、と、体育授業が出来ない
 と、ただ、
 二、三で、それに合わせてもら
 うかと云うのが、現場
 の声である感じが受けました。そこで
 審査の中で、教育委員の先生方にも、
 強く御要望申し上げている点
 は、この高校側とは是非今度
 は話し合をむいて、この出来
 るだけ、予算の効率的
 運用をして、2000ドルの予算
 だが、それ以上の整備の
 方法をとって、いたぶた、と云
 うことを要望申し上げてお
 りますが、是非今度は高校側
 と話し合をむかれると、前と
 2の姿勢で解決してほしいと、
 云うようなことを後付に
 してあります。以上でございます。

11番

前から指摘してまいりましたけれども、
 基本的な解決策は、今以上に
 用途が立派になります。この
 時、この時だけ、何人か何人か
 言いますか、少々補

財金とし、或は予算を上げて、各都道府県
 解決して、こうと言った方がいい。非能率
 的な点を今も残っている訳ですが、委員会報告
 の中にありますように、普天間、学校のグラウンド
 については、根本的な解決策が、こうと言った
 方がいいとありますし、又私達が調査して、聞
 いた範囲内においては、単なる、その場限りの
 整備、又、雨降ぬは、どうなるか、おかしと
 言ったような状態の移り変わる訳
 であります。そこで、通則的の問題を解決
 するために、と以前から、P.T.A.会、父兄
 或は、学校側から、再三にわたって委員会
 局に要請、陳情してまいり、た訳でござい
 ますが、特に最近、高校が体育館を今、
 建設準備中があります。そうしますと、特
 に固定されることは、容易に予想出来る訳で
 あります。そうしますと、11月まで今の状態が
 続くと、言うことに対する、不便さ、不便さ、
 不便さは、何に解決出来るか、とあると、言
 うこと、予想出来る訳であります。一俵
 教育委員会として、この問題に対して、どう
 するかで解決していかれるので、あるかどうか、
 或は、又、政府とどの程度、この問題につ
 いて話し合ったか、どうか、もうまた、面
 会の今まで、とって来た措置、並びに、この解決
 の方法も、見通しについて伺いたいと思
 います。

教育委員長

お答え申し上げます。今度の予算については、先程

話もありました。根本的には整備はしつ場
 しのき予算だと、いふだけでは、根本的には
 け出まはんと、思っております。委員会としては、こ
 のグラウンドが両方の管理であり、両校が共同
 使用しておるので、予算が二の予算が成立しまし
 たら、高校に話し合、をむ、て、何こうからむ予
 算を出して、むら、て、全体的な整備をしよう
 例えは、二の予算でむ、て、小学校だけの、小学校
 の使うと、るだけを整備し、土を入れてむらにし
 ても、又、何こうは、ぬかる様にむら、今度、は、又、
 何こうが、ぬかる、二か、ぬかる様にむら、言うふ、
 うは、二で、は、い、け、は、の、で、グラウンドは、全体的な
 整備を、高校と、話し合、をむ、て、む、て、むら、
 と言うふ、に、委員会としては、考えております。これ
 から、このグラウンドの使用について、ありますか、二か、
 が、非常に根本的に対策を委員会として、ま、
 こう、は、け、ぬ、は、い、かん、と、言う、は、け、む、て、あります、
 たい、二は、総合グラウンドに、な、て、あります、か、総合
 合グラウンドと、小中校グラウンドと、市の総合
 グラウンドの考え方は、どう、か、な、一、と、市の総合
 グラウンドは、別に、新設、して、二か、が、学校グラウンド
 として、む、ら、三、高校と、小学校と、け、は、二、り、を
 けて、け、し、た、方が、い、か、は、い、ん、じ、や、は、か、と、両方
 と、む、困、て、あります、小学校だけ、は、なく、高校でも
 グラウンドは、ない、野球は、する、と、る、む、ら、い、と、言う、ので
 困、て、あります、小学校でも、む、ら、土、ぬ、る、と、今度、は、
 危、険、も、ある、し、非常に、困、て、あります、ので、高校と
 小学校とは、グラウンドは、は、二、り、を、けて、管理し、使
 用、する、ように、は、ら、は、け、ぬ、は、い、か、な、ん、じ、や、ない、と、言、う

さらに思っておりますが、今の通りの使用、管理面
では両方で使用すると言う点では、根本的解決
はこれらとは、現委員会としては考
えておりません。

11番

このように理解しておりますが、委員
会の基本姿勢としては、どうして区切りをつ
けなければならぬと、このグラウンドは管理面
面から、或いは、小学校を利便する、或は又
使用する効率的な面からどうして区分けはけ
ればならぬと、言うことについては、基本的態度
は打ち出しておりませんが、併用でいいんか
と、言うお考えであるのかどうか、この点について、

教育委員長

併用では都合が悪いと思っております。

11番

このことは、専用のグラウンドを是非普天間
小学校に設置したいと云う基本線は持た
てておられる訳ですね。

教育委員長

どう言う……

11番

今併用ですので、普天間小学校の校庭として
専用のグラウンドとして設置したいと、言う考え方を、

おらぬ款ですね。

教育委員長

併用ではですね。両方に非常に不便を感じているという事です。

11番

ですから併用では不便だから専用のグラウンドをおたくと言わぬか。

教育委員長

おたくと言わぬか二まではおこなしてありません。だから解決はですね。どうと言わぬかは。また決定はしてありませんが。両方で併用では、両方に不便を感じておると言わぬかを考えております。と二に専用のグラウンドを作ろうという事は、解決方法は話し合っています。

11番

私が聞いているのは、委員会はですね。全然滑り込んで、基本線がたがひんですよ。ここでお伺いしたいのは、併用じゃ困るので、せめて今後、普天間小学校が自由に使える、と二の専用のグラウンドにしたいと言わぬのが基本線であるのかどうかを聞いております。或いは、今の併用でいいと言わぬ考えであるのかどうか、この二つはたいと思、てますよ。どちらか基本線をおいて、その基本線に向、て委員会

は進めなければならぬと思っております。ところが所心なところになるとほかしてくる。これじやですね。委員会の毅然たる基本線と言ふことはですね。全然。何えんかです。この人をあきらませておきたいと思つてますか。いかかでしょう。具体的な解決策は。これからどういふ解決策がうまれてくるか解りませんけれども、少くとも委員会としては、基本線と言ふは、どう言つた方がいい形のものをつくらず、いろいろ考え方があるかどうかですね。これは、よく示す可いしやないかと。先般に伺つて、高校や政府と折衝出来るのであつて、先づ言ふ基本線がなければ進められぬんじやないですか。

教育委員長

先般併用ではですね。都合が悪いところとちや不便を感じておると言ふことは、事實ほんです。だから先般委員会としても、ついに決まりましたが、さう。先般をどう言ふことにすると、案際の問題と具体的な問題になると非常に微妙なところがあるので、先づではどうして解決して、こう言ふことは、まだ決定はしておらないのです。

11番

ですから、委員会としては、併用ではいかんかと、専用のグラウンドですね。これから、

教育委員長

に於て難しい問題があるので委員会として、予に之を以ては、話しておりません。

11番

と言うことは、たんにですが、今のグラウンドは、総合グラウンドに似た性格があるので、それを早目に学校が学校のグラウンドとしての性格に答えていくと言うことであれば、十分小学校のグラウンドとして自由に使えるようなグラウンドにむけていけるかどうか、それが、一点私が基本姿勢をお伺いしているのは必ずしも専用のグラウンドをどこに定めると言うことではなくして、このグラウンドが両方で使えると分けて使えるような規模、面積に広げらる可能性のあるかどうか、と言うような問題ではない。委員会が基本線を示めて、これより基本線に向って、対政府折衝、対高校側との折衝に於て解決されると思っております。同時に言う基本線があるならば、周囲にも若干広げられる可能性もあるはずでありますけれども、この委員会としては、併用は出来る、但し開拓しようか、ないかと言うことは、ごく消極的、つけ加りの考え方をかむておきたいと思いますか、そのへんについてはどうですか。

教育委員長

おっしゃる通り解決の方法としては専用のグラウンドを解決の方法としては、之が総合グラ

ララド解法何があるので、こうに区別すること
は、難しい。しかしあります。又小学校と高校
との関連、このことも考えられますが、専用
にあるには、中からいって中費んで境にして、
区別するということも考えられますが、その専用の
がララドにしておきたいという陳情は、
も、去すものがあります。そこで、委員会としては、
まだ基本的にこうして解決して進むかという
ことは、まだ検討されていません。

11番

どうして検討してはいませんか。

教育委員長

まだそこをいってはいけません。実際的
の問題を詰めるのにいろいろ支障があるので、
そこはまだおさめていられないということです。

11番

これは政府に一回でも折衝されたことは
ございませんか。

教育委員長

ありません

11番

どうしますと、このララドの解決策について
どうなる委員会として

教育委員長
 政府に折衝すると言ふことは必ずね方法を
 ここに決めていたならば、政府には折衝
 出来ない。委員会としてまだこの方法をみ
 だしてはいと言ふことはです。

11番
 と言ふことは、この陳情や要請が従来から
 頻りになされておりましたけれども、委員会として
 は、検討をまだおいてはいと言ふふうにみ
 てよろしいございませうか。

教育委員長
 従来から陳情要請がなされたと言ふこと
 は

11番
 これは、陳情がなされた方が、要請がなされた
 ようが、先生方は、このグラウンドの不便さには
 ですね。これはよくわかっておられるはずであります。我
 々もよくわかっておられる先生方
 ですね。まだ、検討をしておいてはいと言ふふうなことは
 ではないですね。これはなすけはないか。

教育委員長
 陳情がなされたのはですね、去年であります。

11番
 ですから、

11番

私は、議会のようなことは聞いておりません。委員会に陳情されているならばですね。委員会に議事に責任を転嫁するんじゃないかと。

教育委員長

委員会としてですね。聞いてはおりませんが、いろいろ検査した訳なんです。ところが実際問題としてですね。実際にやらねばならない。具体的に実際に進めるといふところ、いろいろ難しい問題がある。こうではいけないか、とか、最終的には決定案がですね。出ていけば、言うことは、これからのこの問題は、P.T.Aからあるだろうと。委員会としては、検討してみたいと。

11番

どうも、何時頃までには、大体委員会としての基本線が書いてあるかと。

教育委員会

これは、委員会に諮ってからの答えします。何時頃、というところは、委員会と諮ってから。

11番

委員長外、検討は別段ですね。はい。

議長

休憩いたします。(午後2時55分)

議長
再開いたします。(午後2時59分)

議長
本案に対する質疑を打ち切りたいと思っておりますが御異議ございませんか。

議長
御異議ございませんので、質疑を打ち切り、併せて委員長の報告を終らせていただきます。

議長
本案に対する討論を求めます。

議長
討論を省略したいと思っておりますが御異議ございませんか。

議長
御異議ございませんので、討論を省略いたしまして表決に付します。

議長
議案第87号、1972年度宜野湾教育正等入校出補正予算を表決に付します。

議長
委員長の報告の通り可決することに御異議

ございせんが。

(異議なしと報告)

議長

御異議ありせんので、委員長報告通り
原案の通り可決するに決定をいたしました。

議長

休憩いたします。(午後3時)

議 程

再向のたし方。(午後3時12分)

議 程

日程の第11. 認定第7号 1971年度直野湾市養鰻研究セコ一特別会計才入才出決算について
は12月16日の本会議におきいて、経済民生教育常任委員会の方に審査を付託してありましたが、
審査が終了いたしました。報告がなされております。
報告の朗読を省略いたします。直ちに経済民生教育常任委員会
の委員長の比嘉義定君にご報告をお願いいたします。

経済民生教育常任委員会

認定第7号 1971年度直野湾市養鰻研究セコ一特別会計才入才出決算認定については、当経済民生教育常任委員会に付託してありましたが、
審査が終了してありますので、結果についてご報告いたします。
才入. 審査の方法として、当局の助役、農林課長の出席を求め意見を聴取してあります。その結果として、赤字決算認定に
なっております。7万ドルの赤字決算にわたっており、
これは非常に遺憾に思っております。そこで、
審査の過程におきいても当委員会として、
赤字解消を早くやるべきである。これを補填する
ためには、どのような方法を主に議題として
検討したか。赤字を早く解消するためには、
水原料を早くやめる。これを回収する上において、
解消の見込み

はあんなふうなことも話合の中で出てくる訳
でござります。その赤字の累計赤字にたいして
たいしては、その方法もあつた。もう一つは、こ
当局にもお話し申し上げた結果、当局の言
い分としてお話ししては、現在入っているものを成
態として出す以上は、その池の容量が狭い。た
から現状では、新しい材料を入れることは不
可能である。3月、4月までに現在入っている成態
を出荷して、新しい材料を入れることはできない。こ
うなことでござります。以上どうにも7万ドル
の赤字補填を解消しなければならぬ問題で
ござります。当委員会としてお話ししては、その認定
するものは決定しており、附帯意見を
お付け下さる訳でござります。7万ドルの赤字決
算おつたおきで、その解消のために最善の努力
を向ける。そのような意見を付けて認定す
るものは決定しておりました。理由としてお
しては、計数的には誤りではない。その理由
理由として認定するものは決定しており
ます。ご質疑が、そのおきで、ご質疑にお
答えておいたと思っております。

議 案
案の委員各報告に対する質疑を討議。

1 着
委員会と結論に対してのその疑問を
おつた。これは何も市会、政治責任を
負つた。その立場からすれば、決算の認定

をした。或は認定の理由、単純に「じつが
 合っているから事業は赤字でもいい」という考
 方であられるのがどうかですわ。それが1点ですわ。
 もう1つは、決算の認定をするという時点で2点
 つの根拠にのりのは予算がござります。これは事
 業計画でござります。事業計画の通り実施して
 或は予算の通り執行して予算計画通りにか
 ねかっているためにそのような結果を生んだと
 ことはですわ。これは実施の、執行の過程に
 なくて色々誤りがあったとことはですわ。指
 摘するはずであります。これがひとつの案件と
 なって、決算としていー結果を生じた場合と要
 一結果を生じた場合とありま。当初は勿論、い
 結果を生じた時にそれらの事業計画、予算計
 画を立てたはずでありおきけれども、と23が、執
 行の技術や執行の何と云うかが、すえん。或
 はその他理由によって結果的に色々いー面
 と要一面が生じてるにせうと23に認定を
 根拠の判断資料がござらんしやあつたかとい
 うふうに私はそのように決算認定については理
 解ある訳でござりますけれども、と23が、委員会
 としては数学的に「じつが合っているから」い
 うといふようなことを言っておりますが、そのへんは
 見解の相違にのりかもしれませんが、委員会とし
 て23が決算認定のたに形式的に、或は又、
 数字の「じつが合っているから」認定していーんた
 といふのは単なる単純な考の方であつたかどう
 か。この点についてお話を願います。

経済民生教育常任委員会

本委員会の所長、この決算認定にありけ
 り、この養護事業計画の案は、71年度の予
 算の最低量、赤字という事は既にこの審議
 中で判明したものにせよとして、去る9月の当初
 予算議会においても、小相当の問題を提起し
 ておりました。その中で、色々と今後の事業計画、
 出資計画のりせよ、当局の方から出されて来た
 いて、その予算を一応認めておる款でござるが、
 特に審議をす段階において当初の計画と、
 3ヶ月運営して狂いが生じておるがどうかという事
 も、本質疑の中で出ておりました。この計画を
 余儀なくおられるにせよ結果として判明しており
 ます。これは新しく資料として提出されておるが、
 先の出資計画においても修正しておるという事
 ねことであり、認定せよの事は、単式会計という事
 ね区分制度からこれは見ざるべきである、とらざるべ
 きであるという事ねこと、附帯意見をつけて認
 定すべきであるという事ねこと、結論は出てる
 款でござるが、別の問題について、どういふ
 事ねことであるという事ねことでは、左右単純
 であるという事ねこと指摘して、色々とござるが、
 意味があるものは別として、一応7月以降の赤字
 解消、早く申すべきであるという事に重点をおい
 て、附帯意見として認定しておるという事ねこと
 ござるが、

11 養

概が本同一としておるの、とらざる方が違っておる

思ひます。私がお伺いしているのは、数字的
 つじつが居るかは認定の根拠が十分である
 という事考であるのかどうか、或は又内容的
 にその事象が当初計画とは全く違つた結果
 が出た場合であらぬ。出た場合の資料に基づ
 いて判断をすべきか、要当じやわいかにさう考
 へるまでもないか、どうかです。その点につ
 いては、どちらをすべきであるか、さうことをお伺いし
 たいと思つておられます。単なる計数的に居るはさう
 う赤字を出すが、さうな結果を生ずるはさうな
 数字さうのは赤字でも黒字でも計数的には
 居るさうに思つておられます。又、居るはさうな
 と思つておられます。計数的に居るはさうな
 つじつが居るはさうな資料に基づいて判断が
 できるものであるか、或は又、私が理解し
 ているのは、あくまでも当初の契約のさうに十分
 執行をされておられるためにさうな形が生ずる
 と思つておられます。それが、この認定であるか、判
 断の資料に於けるべきか、どうか、さうな
 私には考へておけません。どちらをすべきか、ど
 ちらが本當の根拠にあるか、どうか。

経済民生教育常任委員会

だからです。その点は先程も申し上げて説明
 いたしました。これは9月議会の中で、十分審
 議つくして、さうな形として、今後は
 当局は又、二度とさうな赤字決算に
 ならぬよう努力を払うべきである。な
 ら、私共が今後は、養護費が今までは、

経路がわかると言うことで済ませられたとして、事實上経路が読まれたため、又、これは私個人であつたので、別にどうもどうかしてやらせられ、とばかりの不快の感から、こういう結果が出たという結果で出ていると思つて可い。だから先程も申し通り、9月の議会で、たゞ今夜は認定が出たからどうこうというのをこじやわして、根本的方面において十分、議会の検討も検討は付ておつた。又、当局もそれに即つて以後は養蠶事業の運営において十分やういふことを行うことで、結果は9月議会で根本的の問題の解決はあつてゐる。かゝるに考へて、認定に於いてはあつても、始終の問題からして認定すべきものであつたというのでございませう。

議 者

休憩 - 在りませう。(午後3時28分)
 再開 - 在りませう。(午後3時35分)

各 務

友出の、昨日の一般質問の中にも、琉中静貿易の社名、山本社名に感謝状、右記記号品と贈呈と云ふのを承けておりましたが、その請求書が見た場合に、おまらぐ報償費の中に、右記記号品が、これは合計したと云ふが、右記記号品に於ておりました。決算をされた場合に、報償費用は全然、私が見た目で、おまらぐですが、どこから出されておるかと云ふ、右記記号品を、右記記号品に於ておまらぐ。

経済民生教育常化委員会

下記のとおり、この感謝状を贈呈したところ
とはこの間からしかわがらの款です。しかし、ご
指摘の通り、報償費から流用予算という事で
成り立っております。検討したところ、ごめん
なさい。何かの方向は当局にお尋ね願いたい
と思っております。

議 案

休憩 - 在り (午後3時40分)
再開 - 在り (午後3時45分)

助 役

感謝状の記念品、その他一般会計の支
障費から支出したとありです。

各 答

昨日の説明では、養鱈網を買い、機械
器具を購入するのにも相当費を充てておいて
その報償として感謝状を贈ったという事
に当たっておりますが、そこで、特別会計というものが
あつても報償はあつております。にもかからず一
般会計から支出するということでは正しくおの措置
だと思っております。そのへんはどうかお尋ねを
いただければ、目的が達成したとあつては
あります。

助 役

ご指摘の点、ごめんと思っております。養鱈網

園の特例会計に最初から感謝状あげて
 へつた白精想のもてに予算編成してありまは
 らば当然それから支出されるべきだと思つた
 けれども、今日の事はどうあるべきだと思つた
 ことも、これは当初の予算編成に於いても予定され
 右もしてはありおせん。宜野湾市と大井川町と提
 携をして養鱈事業を進めようことについて
 以上、山本さんが養鱈に於ての色々の費
 用をしてもらうことについて所が、大井川町
 に色々の打合せをあることであるので、市側の
 立場として感謝の気持ちも現わさうとつた
 趣旨でありました。以上が一般会
 計の一般交際費から支出される方が妥当にや
 りかたであるかと考へておるが、議決を要する。

8 着

この措置は妥当だと考へておられまは。これ
 は特例会計がある以上はそれから出さるべきに
 して可い。

9 後

報償費とつてから考へたならば養鱈特
 例会計の中に報償費がありまはけれども、予算
 措置としてはおつたものを想定した款にしてお
 った款である。しかし市と市との名におつた交際
 費とつて意味に於いて交際費が總当であるか
 とつて考へた款にしておる。

8. 着

今後もし、がら特別会計が生まれ、その中に
 いろいろなものが出た場合に、出して、当然（聴
 取不能）というものはやめておけばわからな
 いではないか。最初からその人は何が出来る
 とか、その人は感謝状出さなければという事は予
 想はおそらくあるはずである。いかにその仕事
 事、もしにその人はしてこれだけ力をかけてお
 らうと、いかに宜野湾市民として感謝に価
 するかと、宜野湾市民から感謝を受けたい、
 感謝状を出さうというのが感謝状である。
 以上の場合には市費は当然、当初から、当初
 予算から計画しておき、いかに思っている。
 今後もしの場合には今後とも感謝状という
 すべては交際費、いかに一般会計から出さな
 ければという基本的考え方をもちたい。

9. 役

これは、1-2、101、4-2に右のと見えておられ
 ても、必ず一般会計から出さなければという主張
 性を申し立てる事ではありませんが、これは今
 後この問題についておられることではありませ
 んが、必ず一般会計から出さなければという主張はし
 ておきたい。その時々、時々によって予算措置
 がとれるものは予算措置を求め、もし予算措
 置がない場合には特別会計、色々ある中で
 一つ一つ、おのれの会計から支出し、それが
 適当であるという事については十分選考、考
 慮して支出していただく事を考えておきたい。

8 着

これは実際はそれじやありません。中の上の
在場合には養態予算とでは、その成立以前
前に準備をしておいた訳ですが。

即 後

予算は成立しておくと、あつた時点
の同額で之を一つだけしても、はつた予算は成
立しておらず、あつた予算を当初からあつたか
と一考しては、これはあつたという事
であります。

8 着

と云う事です。

11 着

國の格であらう感じがあります。今、若しその
小のせに於て自分らの意見が正當化しつゝ
の卑怯な説明を思つておられます。当初予算して
おられたので實際費から出したという事は、
全く理由に於てあらうです。その時は、それは
出た目的がはつた以上、上げます。それから出
すべからう見解に、私は、助役は感じに
じやあつたと思つたが、指摘されて、さうじやあ
りません。出してから、實際費から出してから
これは感じにあらうです。今、指摘して、出
す時点を予算から、当初計画をしておいた
から特別会計では当初計画しておいたから
實際費から出したという事です。本當に出せ

るは方であり、途中から出し直しても。

助 役

特別会計に在りて予算が組んで有るが、
このこと理由ではあり得ないかも知れ、まず考
えられたのは、市費の額に於て感謝状を以てするの
で、市の交際費に在りてこのように考へた款であ
る。この意味での交際費から支給した方が總
当であるというように考へたものであり得る。

リ 着

このことは、あくまでも助役として、この
交際費から今後の場合出したら、あくまでも
正当であるという考へ方。

助 役

正当性が、正当であるというものは、一応
して、一応この感謝状を以てする時点に於ける考
方として、感謝状を以てするに於ては、市の交際
費に在りてこの意味に於て、交際費から出した方が
このように考へたことである。

リ 着

予算が組んである場合は、申立てが。

助 役

養護関係に於て。

11 養

予算はあつたはず。当初もあつた。しかも又予備費もあつたはず。よくらがわかっていませぬ。

12 税

だから、この問題については色々見解が出てくると思ふ。それが養護会費の実際であるのに養護会費から出すというふうな考へ方も正しいと思ふ。又、一般会費の市会の場合にいうふうな考へても色々理論はあつたとしても是れも正し。どつちも正しいといふことは出来ないしやないかあると...

11 養

私にですわ。何も上げなから、上げなからからという問題を聞いておけません。右左筋道としてですわ。この費目から、どの会計から出すべきであるというふうな事は、はっきりした線を伺つていませぬ。

12 税

この問題については、最初から感謝状をいふと予定して各々所属する会計に入れた方が本當に正しいと思つておられます。

11 養

ところが、中途で思ひ止めてあげた。その時交際費から出すべきであるという考へ方に変つたはず。これは私に正しといふと思ひます。今後には...

改訂のことも一応と思っております。当然このからせざる
多性根拠のことも一応と思っております。

助 役

今後の1分はこうなるとは気がついていると思
っております。

議 事

休憩いたします。(午後3時56分)

再開いたします。(午後4時2分)

議 事

ほかの質疑もあつたので、質疑と打
切りいたしますが、ご異議ございませんか。

(異議なしと仰る)

議 事

ご異議ありませんので、質疑と打切り、あつた
て委員の報告を終ります。

本系に対する討論を求めます。

討論も有らぬと思っておりますが、ご異議ござい
ませんか。

議 事

ご異議ありませんので、討論を省略いたします。
了報告に付ります。

認定番号、1971年度直野湾市養鰻研究セン
ター特別会計予算支出決算認定にかつてを議決

に付す。

本業に附する委員報告は認定す。委員報告通り認定することに議決せしむ。

(異議なし)

議 事

議決せしむ。認定することに決す。

議 事

次日報の第20、議案第32号 1972年度宜野湾市一般会計入出補正予算については、12月16日の本会議におきまして総務常任委員会に報告を付託してあり、その結果が参りております。一応、報告書を事務局を通じて朗読せしめしむ。

議 事

休憩あり。(午後4時4分)

再開あり。(午後4時5分)

議 事

総務常任委員の報告をお読みす。

総務常任委員

総務委員会におきまして3の報告、並びに結果について報告申し上げております。

入出計数については全く一致しております。従って

私達委員会においては、適切な措置であるという
 点に見ております。ところが、委員会審査の過程に
 対して当局から差し替えがござりまして、10ページ
 の支出の中の2款1項 総務管理費の中の1月一
 般管理費でありませぬ。これは職員の駐車場。こ
 れが当初予定しておりましたところの野嵩保育
 所の新築の場所が労組との話し合いにおいて
 バイパスの道に変更されたとの関係で委員会
 としては差し替えを認めた款に付いたわけ
 でございます。一応本会議にこの手続をして
 らうとして、又、再付託を以てこのようにして又報
 告してござります。そのほかの面につきましては別
 に問題と存じますがござりませぬ。従って
 今更に変更もなされずござります。尚、新聞に
 載ったところの問題については皆
 大方の御質疑にお答えいたしたと思っております。
 以上、簡単にこの報告終了です。

議 答

本報告に対する質疑を断ります。

Q 翁

昨日、可決された旅費支給条例の一部改
 正案件との手続との関連はどうなっておりますか。
 もし、審査して頂ければよろしいかとござります。

総務常任委員長

お答えいたします。ちょうど審査の過程におきま
 して、ご承知の通り、丹の固定相場制が打ち出

をしております。その旅費支給についてはどうなる
 かと伺う所でございます。私共委員会としても非常に心
 配をしております。その件で、当局並
 びに議会と事務局と、議事を参考人にお呼
 びまして一応意見を聴取しております。その結果
 予算の範囲内で、この議決されたところの予算の
 枠内であらう。ある程度操作できるし、あつか
 と、十分柔例改正をした。柔例の運用が不可能
 であるというふうなことを聞かされて、それじゃい
 るというところで我々は一応認めております。

9 答

今までの委員長の報告通り予算執行である
 が、当局にお願いする。

総務課長

十分執行できるように努めたいと思います。これは
 議会の研修旅費についてでございますが、これは
 予定調整はしてございまして、ある場合は
 は予備費流用でも十分執行できるようにや
 りたいと思っております。

9 答

お伺いする所でございます。私は予
 算執行までには補正予算を準備して、お伺いする
 所でございます。予備費流用というものはお伺い
 する所でございます。昨日の改正の執
 行までには補正予算でございます。

総務課長

これは即時適用でございまして、それと同時に
のことで今後の執行の方につきましては、3月
以降の方につきましては十分これはできまされ
ども、それ以前に出発研修の場合にはそれ
け予算の範囲内でございまして、在画一にして、
方一とある場合の予備費流用と、そのように
で充当してございまして...

9 答

そのとおりです、右に予算審議におきまして、
これはあくまでも義務費とは言わがら予備費流
用という性格は好しいあり方であると見て
おります。

総務課長

一般会計事務部局においては、その範囲内では
十分のことに努めるとのことになっておりました
けれども、他機関との調整が不十分でござい
まして、おとり申し上げることは...

9 答

そのことは、この予算前に臨時議会招集があ
るという方も、皆々の方がお見えにございまして、
その時点を以てやらせてあげます。

総務課長

はい。

議 告

行かに質疑もあつたので、質疑を切り取りたいと思つたが、ご異議を言つて下さい。

(異議ありと呼ぶ)

議 告

ご異議を言つて下さい。質疑はあつたが、委員の報告を終ります。

本案に対する討論を求めたいが、討論も省略したいと思つたが、ご異議を言つて下さい。

議 告

ご異議を言つて下さい。討論も省略したいとした解決に付します。

議案第82号 1972年度宜野湾市一般会計の本支出予算を議決に付します。

本案に対する委員の報告は可決であります。委員の報告通り可決するに、ご異議を言つて下さい。

(異議ありと呼ぶ)

議 告

ご異議を言つて下さい。本案は通り可決するに決意をいたします。

議 告

次、日程の第2、議案第91号、宜野湾市公有水

面埋立事業特別会計条例について、日程第22
議案第70号 1972年度直野湾市公有水面埋立特
別会計不入出予算、両案件のうち議案第71
号については71年4月7日の本会議に、並次に
議案第70号については71年9月23日の本会
議に付託して埋立関係特別委員会の方に着任
を付託してありましたが、着任が終了いたしました報
告書が送付されており、本報告書の朗読を省略
いたしました両案件に付する特別委員長の又書
を張君の口頭報告をお願いいたします。

埋立関係特別委員会

議案第71号 直野湾市公有水面埋立事業特別
会計条例について、並次に議案第70号 1972年度
直野湾市公有水面埋立特別会計不入出予算
の案件が埋立関係特別委員会に付託されて
おり、着任の進捗と結果を本報告書に記述
いたします。本委員会では、本案件が付託され
た、最初の日9日に委員会を開き、その後
現時点まで方針を定めて取り組んでまいりま
す。まず最初に直野湾市の事業として3万
3,992坪、予算が530,250万円、この案件が
出たておりありますが、埋立委員会から基本的
考案として3万坪の埋立をしようとした
ところ、その中でも埋立関係特別委員会としては、長
年の懸案でありました。この中で伊佐地光から宇
地泊地光までの530,000坪を対象に以て着任
すべきであるかどうかについて協議いたしました
了。特別委員会としては全部を一応対象

買入の場合には850,000ドル、それから支払の
 方法としても国場組の場合には条件がつけられ
 ておいた款でござります。契約と同時に250,000
 ドルは支払ってもらった。そして70パーセント完
 成時に100,000ドルを払ってもらった。市に兼
 管提供が10パーセント、46,500坪という右回宿
 がござりました。我が委員会としてはこういう大差が
 ござりましたので、協栄社にやってもらうというふう
 にして28日に協栄社と話合の申し上げの次
 等てござります。しかしながら協栄社の方には
 神経で土木関係の事業の業績がござりました
 ので、これはいいわけなので、向うも又本土の熊谷
 組と提携してやるというお話もござりました
 ので、又、協栄社にはこちらにおいては土木事業
 に関し全然実績がござりませんでしたので、本土の熊
 谷組がやらせようかというわけであって、熊
 谷組がその契約に、保証契約をしてください、し
 ければいいというわけであって、先委員会の方から文
 書をお願いして熊谷組が保証人か何かを白つ
 てもらおうという条件もつけられたのでござります。
 申されたら向うとしては、その返事が熊谷組との連
 帯保証、そういうものはどうもいいうふうに熊谷組
 から断られたという理由で、協栄社がこの
 問題から我が社はおろしてしめて、辞退させ
 てくれというわけに正式な文書が降りて、そ
 して又、前に戻りまして今度は国場組と話を
 合の申すようにおいた次第でござります。その結果
 お手もとにさしあげましたように国場組の方で約
 束額は90パーセント、広敷用地を引いた実績坪

数の17のセント電市に無償で提供すべし、
 市が計画しており現在30,000本の埋立に
 しては530,000Fで埋立を済ませようとい
 うのが委員の意見の一致を成すところ
 である。今日新たに議案第92号として契約事項が出る
 と思われるが、この契約事項をもとにして換
 討してあります。その結果から申して議案
 第31号、宜野湾市公有水面埋立事業特別会計案
 例については、当然数量が不足であり、委員会
 では結論を出してございませぬ。又、議案第70号、1972
 年度宜野湾市公有水面埋立特別会計入出予
 算に於いては、その予算内で十分埋立が可能
 である。適当な措置を講じた上で、原案通り可決
 するものとして委員会としては決定してあります。
 以上二篇を併せてお話ししてご懸念にお答えいた
 して思われます。

議 員
 今回の委員報告に於ける懸念を許します。

議 員
 何かは懸念もあつたのであります。懸念を
 解消して思われるが、ご異議ございませぬか。

議 員
 ご異議ございませぬので、懸念を打ち切り、おわ
 せて委員報告の報告も終了です。
 議案第31号、宜野湾市公有水面埋立事業特別
 会計案例についての討論を求めます。

議 告
 討論も有略をいれたらと異なりが、ご異議
 ございませぬ。

議 告
 ご異議ありませぬので、討論も有略をいれたら
 表決に付します。
 議案第31号については、委員各の報告は可決
 でありませぬ。よって、委員各の報告通り可決ありと
 してご異議ございませぬ。

(異議なしと呼ぶ)

議 告
 ご異議ありませぬので、原案の通り可決ありと
 して決意をいれませぬ。

議 告
 議案第70号、1972年度官庁等市公有水面埋
 立特別会計入札工事費に對する討論を北の村、
 討論も有略をいれたらと異なりが、ご異議ござ
 いませぬ。

議 告
 ご異議ありませぬので、討論も有略をいれたら
 表決に付します。
 議案第70号に對する委員各の報告は可決あり
 ありませぬ。委員各の報告通り可決ありと
 してご異議ございませぬ。

f

(異議あり) (検討)

議 案

ご異議ありと申して、本案の通り可決すること
に決定せられたり。

議 案

次、日程第23、議案第92号 公有水面埋立
実施に関する契約についての上程に付、
本案に対する理事者の趣旨説明を求めたり。

都市計画課長

ご説明申し上げます。議案第92号、公有水面
埋立実施に関する契約について、宜野湾市公
有水面埋立事業の実施について別紙契約書に
別契約を締結する。1971年12月23日提出と
いうことでござります。下の方、提案理由を
申し上げます。本市の宇伊佐地地区、宇伊地地区
等での公有水面埋立事業の実施に際して、関係
組との調整が完了いたしました。市議会の同意
を求めたいというところでござります。実は法令上の
契約ではござりますが、議会の意思を尊重いたし
たい。それ関係組に埋立事業を実施せよと
いう見地から議会の同意を求めたいという方が
趣旨でございます。よろしくご審議のほどを願
い申し上げます。よろしいかとござります。議案
第92号の宜野211号、1971年9月2日の文書と9月
22日の文書、二つは資料でござります。これ
も、加味しながらご審議をお願い申し上げます。

思います。尚、契約条文中には登記簿の通りでござりますので、逐次ご審議の程はわかりませんが、思いますが、具体的にこのことについては皆様の質疑にお答えしたいところですので、よろしくお願い申し上げます。

議 答

本案に対する質疑を許します。

20 着

契約条文中にて、三番お伺いしたかと思っております。第4条である、その一番下の行にてある、但し条のところにござる、但し、乙の申し入れがあった場合は甲列第三者に移転することを妨げないというふうになっております。これは甲は直野津市であるが、乙が、いわゆる団場組という、団場組自身にやわしてある第三者に引渡すことができないという考え、この内容が正しいか、これについてはそのように理解してよろしいかとありますが、第4条。

都市計画課長

お答申し上げます。おっしゃる通りで、別に問題はないかと。

20 着

これは登記前にも結局、売却していただくことである。団場組としては第三者に売ることができないというところであろう。

都市計画課長

その旨を記してはおります。

20 着

甲州等に著しに記すことはどうなっておりますか。
一応は甲州乙に登記してから記すことになり
ます。これは、甲州乙に著しに物ありと
記す甲州乙にその前にもてあると記す
ことである。これはその旨を解説し
ておきます。

都市計画課長

その場合でも、一応登記し
ておきます。現
在では登記してあります。

20 着

これは市がやしては
います。

都市計画課長

はい、市が登記して
あります。その場合、乙からの
甲に入水がある場合は、

20 着

乙から甲へ水が流れる
場合は、甲に流れて
乙には流れては
ない。

即 復

その旨は、一応工事が完了
したと見えて、市の
名義でその埋立を
行い、当然甲

の新有地として登記をなす事。しかし、これは、
 実質的に国場組の企業である事である
 有りて、国場組に当然この所有権を移転さ
 なければならぬ義務がある事である。
 しかし、国場組が、特に国場組を経由して
 直接市から市人に所有権を移転してこれ
 印し入れがある場合にはよろしいという事であ
 り、別に何ら支障はなしていません。

20 着

この場合である。不動産の売買の性格に
 して、例として甲が乙に売って、国場組と
 乙が丙に売ってから、甲が丙に売った場合、売買
 という登記のかわり商行為がなされた事である。
 この場合にいわれる課税の事は、市から市人に
 してはどうか。

即 徴

市から、市から市人は一応国場組、市から国
 場組に移り、市から市人に譲渡する場合
 は当然一時所得課税の対象になる事である。

20 着
国場組が。

即 徴

市、しかし、市から直接市人に移った場合に
 市には課税の事である。税金は市には課税
 の事である。

20 希

課のわが一部で由。

もう一点。第7条に由、乙は誘致する企業
について公害防止の観点から甲の承認を得た
企業以外は誘致する由と記してあり由。

この契約は甲と乙の契約で由。そうして今先
指摘した由の第4条の担し累を由。第2条に
後述の場合はこの条は適用され由。

助 後

これはこの契約の趣旨が前文に記す由に、
埋立及び埋立地への導入企業につき宜野湾市
と国場組との契約で由。例之は連
接国場組がこの企業を誘致したいと、
そこに土地を処分したい場合に当然宜
野湾市としてその企業内容を調べたり、公害が
発生する企業かどうかも宜野湾市は判断し
たり、もし公害が起りうる可能性があった場合
は拒否する由の意味であり由。おしる場
合に、例之は国場組からある会社が土地を譲
りぬいを受けたり、そこに企業を開始するとい
う場合に、その条からいうと当然権限がな
くあるかという点の意味がどうなるかに解釈
するがどうも思へるが、ここに企業を誘
致するに由は、土地処分を管轄した者は考
てゐる款であり由。此人に土地を譲りたいと
いうに由は、どうも企業をするから土地を譲りぬ
いというに由は、当然宜野湾市の許可を受けたい
わけであり由。このように、解釈してゐる款であり

す。しかし、これが第一者、第二者、又は第三者
者というふうに稱してつてこれが規制であ
るが、この問題にわたるとこれはいかなることも
でも当然不可能にやむを得ないと思ふが、
これは規制するところにあるとこれに別
かんとしやむを得ないで、このように条文に
してありませぬ。

20 着

母法でやるべきことである。

12 着

(聴取不能)

即 従

これは現行の条文にも別に入れてありませ
ぬが、結局として、市の34,000坪の接線
を小たもつても近いところ、一応は同様に
してありませぬ。宜野湾市も一応は想定
してありませぬ。別々の文章にはあ
らざらぬ。

12 着

この点の考慮は、

即 従

一応想定は、結局は、これは結局に
ついては、市が分譲するところ
も、これはよろしいというふうに
互いに意思を統一して、この
意味に、このようにして、

はせにしようという都合はこれらもつても可能性は十分ありておろしかりが、しかし、相手があつてありて、今の結果申上げるとはできぬが、今の質問は現行条文に必ず入れたいという趣旨である。

14 着

条文にせよして、交換文書で一度の取り取り深めは有ると思ふ。

即 後

取り取りは緊かしてあると思ふ。これは、しかし、はつりであるという断念は打つておろし、今から折衝はありて、その取り取りの意味である。

議 事

休憩 - あり (午後4時45分)

復元 - あり (午後4時46分)

議 事

質疑もつてありて、質疑を打ち切りと思ふが、結果議ざらる。

(果議のしる)

議 事

結果議のしるため、質疑を終了せしめし。

議 長

本案に對する討論を打ち切ります。

議 長

討論を省略せられたると思ふ方が、ご異議
ご存じでしょうか。

議 長

ご異議ありのようで、討論を省略せられた
下巻に付します。
議案第92号 公有水面埋立築造に關する契約
に關しては原案通り同意したものとご異議ご
存じでしょうか。

(異議なしと仰ふ)

議 長

ご異議ありのようで、原案通り同意がこれ
に決定せられたら。

議 長

日程第24、議案第7号 議員の本土行時
故視察研修旅費に關してを議題といたします。

議 長

休憩いたします。(午後4時49分)
再開いたします。(午後4時49分)

議 各

本案については、既にご承知かと思ふ所
にて、一応提案者の趣旨説明を省略いたし
て思ふ所が、ご異議ごさうせらる。

(異議なしと呼ぶ)

議 各

ご異議ごさうせらる。提案者の趣旨説明、
並に質疑、討論を省略いたし、ご思ふ所
が、ご異議ごさうせらる。

(異議なしと呼ぶ)

議 各

ご異議ごさうせらる。質疑、討論を省略
いたして表決に行はる。
決議案第7号、議員の本土行政研修派遣
に付て表決に行はる。
原案の通り決はるに、ご異議ごさうせらる。

(異議なしと呼ぶ)

議 各

ご異議ごさうせらる。原案通り決はるに
ご異議ごさうせらる。

議 各

(休憩) いたし、(午後4時50分)

議 長

再開の旨あり。(午後4時50分)

議 長

以上より、第95回宜野湾市議会定例会
を閉会とし、是期間、又、本日は長時間
慎重な審議のため、議長がとうとう
あり、諸君にありあり。


閉会 (午後4時50分)

上記会議録の次第は、書記が記載したものであるが
その内容の正確であることを証するためここに署名
する。

~~昭和~~^{昭和}47年7月28日

宜野湾市議会議長

議事録署名議員

山本朝保 

議事録署名議員

比嘉守登 